

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十九年十二月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 外科（呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科及び小児外科に限る。

六 脳神経外科

第三条第三項第三号及び第四号を削る。

第七条中「受けた」を「受けようとする」に改める。

第四号様式中「~~申出~~した」を「~~申出~~す」に改める。

第五号様式及び第七号様式中「~~氏~~ 名」を「~~氏~~ 名」に改める。

第九号様式中「~~氏~~ 名」を「~~氏~~ 名」に改める。

「に、

住 所	
決 定 番 号	

--	--

を

住所

に改める。

(奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十年三月奈良県規則第五十

九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 外科（呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科及び小児外科に限る。

）

六 脳神経外科

第三条第三項第三号及び第四号を削る。

第八条中「受けた」を「受けようとする」に改める。

第五号様式中「申請しました」を「申請します」に改める。

第六号様式中「氏

名

⑤」を「氏

名

」に

1 貸与総額及び貸
与期間

年 月から
年 月まで
日

を

1 貸与を受けた修
学資金の額

に改める。

第八号様式中「氏

名

④」を「氏

名

」に改める。

第十号様式中「氏

名

⑤」を「氏

名

」に、

住所	
決定番号	

を

住所	
----	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸与を受けている者（以下この項において「被貸与者」という。）に係る修学資金については、なお従前の例による。ただし、被貸与者が第一条の規定による改正後の奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定の適用を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。

(奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に貸与を受けている者(以下この項において「被貸与者」という。)に係る修学資金については、なお従前の例による。ただし、被貸与者が第二条の規定による改正後の奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の規定の適用を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。